起業・ビジネス相談会 申込書

FAX 0235-23-3615

・創業関連保証の申込期間が事

業開始の半年前までに拡大

業融資制度の自己資金を

充足したものとして利用

融資

が可能

						2	2023年	月 日	1
	11月28日(火)	□ 18:00 -	~19:00	□ 19	:00 ~ 20	D:00 [□ 20:00	~ 21:00	
相談希望 日 時	12月19日(火)	□ 18:00 -	~19:00	□ 19	:00 ~ 20):00 E	□ 20:00	~ 21:00	
※希望の期日・ 時間帯に √ を付	1月30日(火)	□ 18:00 -	~19:00	□ 19	:00 ~ 20):00 E	□ 20:00	~ 21:00	
けてください	※相談時間は、お一人様60分以内となります。ご希望の相談時間に✔を付けてください。また申込状況等により、 ご希望の日時等に添えず、日時を調整する場合がありますので予めご了承ください。								
フリガナ									
お名前				性	別 !	男 女	年齢		歳
住 所	〒								
連絡先	TEL(携帯)								
	E-mail							١	
創業(予定)	年 月頃	(屋号)							
業種	□ 飲食業 □ 小売業 □ サービス業 □ 建設業 □ 農林水産業 □ 医療・福祉 □ その他 ()								
相談項目	□ 事業計画書(収支予測) □ 事業資金 □ 法人設立 □ 販売促進·集客方法 □ その他 ()								
具体的な 相談内容	※事前に相談内容を把握しスムースな対応を心掛けていますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。 また、創業計画書や事業の概要がわかる資料等がある場合は、ご持参下さい。								
ご案内に使用さ 鶴岡市の各創	が扱いについて】 記入いただいた個人情せていただきます。また 「はいっただきます。また 「はいっただきます。」 「はいっただきまます。」 「はいっただきまます。」 「はいっただきまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	に、「法令等で要求 に対・信 継続的な支援を	された場合	」を除き、第 接 (合(特定創 のメリット	第三者に開かる。 は一点 は次のとは 第三者に開かる。 は次のとは では次のとは	示・提供いた 業支援 業)は、 <u>特定</u> おりとなり。	しません。 事業) 2創業支援事	事業による <u>す</u> すな点はお問	<u>支援</u> 問合
	特定創業支持 <実施する支援			ı r			援事業のメ		
創業塾 < 鶴岡市工会議所> 「創業塾」の全課程を修了した方 起業セミナー・マネジ・メント講座 会議の主義を受けられます 会議の主義を受けられます 会議の主義を受けたます 会議を受ける 会社等を設立する際の登録を 会社を定したます 会社を定したます 会社を定したます 会社を定したます 会社を定したます 会社を定したます 会社を定しています 会社を定								淦	
1ヵ月以上にわたり、計4回以上(1回1時間以上)「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」等の知識を習得した方 お創業融資制度の要件緩和日本政策金融公庫の新創 ・創業関連に対すが拡大									

<鶴岡商工会議所>

し、創業個別相談で講習等をうけた方

市内中心商店街の空き店舗に入居

<庄内地域産業振興センター>

起業家育成施設・コワーキング「エ キイチ」で創業個別相談を受けた方